

令和7年度

県の施策・制度・予算に関する要望

令和6年8月21日

神奈川県市長会

神奈川県市長会名簿

令和6年7月25日現在

役職名	定数	氏名		備考
会長	1	鎌倉市長	松尾 崇	総務部会長 全国市長会都道府県市長会会長（財政）
副会長	3	平塚市長	落合 克宏	全国市長会評議員（社文）
		茅ヶ崎市長	佐藤 光	全国市長会評議員（行政）
顧問	-	川崎市長	福田 紀彦	全国市長会相談役（行政）
		海老名市長	内野 優	全国市長会相談役（行政） 全国市長会関東支部顧問
		横浜市長	山中 竹春	
相談役	-	相模原市長	本村 賢太郎	全国市長会相談役（社文） 全国市長会関東支部顧問
常任理事	若干名	海老名市長	内野 優	全国市長会相談役（行政） 全国市長会関東支部顧問
		三浦市長	吉田 英男	全国市長会理事（経済）
		南足柄市長	加藤 修平	全国市長会評議員（経済）
		藤沢市長	鈴木 恒夫	全国市長会理事（経済）
		伊勢原市長	高山 松太郎	全国市長会関東支部理事
理事	若干名	逗子市長	桐ヶ谷 覚	厚生労働部会長
		座間市長	佐藤 弥斗	経済部会長
		厚木市長	山口 貴裕	行政部会長
		大和市長	古谷田 力	社会文教部会長
		小田原市長	加藤 憲一	財政部会長
監事	2	横須賀市長	上地 克明	
		秦野市長	高橋 昌和	
		綾瀬市長	橘川 佳彦	
常務理事	1	事務局長	竹村 洋治郎	

任期は、令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

() 内は、全国市長会所属委員会

要望にあたって

県内都市自治体の行財政運営につきまして、日頃から特段のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、全国的な輸入原材料・エネルギー価格の上昇や、円安の影響による物価高騰などにより、市民生活は大変厳しい状況が続いています。

こうした状況においても、住民に最も身近な都市自治体は、住民の暮らしに直結する課題に迅速かつ着実に取り組んでいかなければなりません。

本要望は、こうした課題の解決や、各市の施策の推進を図るため、令和7年度の県の施策や制度の設計、予算編成等へ反映いただくことを目的に各市の要望をまとめたものです。

各市では、特色を生かした個性あるまちづくりを進めながら、広範な行政サービスの安定的な提供に努めていますが、都市自治体の力だけでは解決できない課題も多く、県や国の制度改正や多様な支援が必要です。

県政と市政の更なる発展を実現するため、県内都市自治体の実情にご理解を賜り、一層のご支援をいただくようお願い申し上げます。

令和6年8月21日

神奈川県市長会

会 長 松尾 崇

目 次

重点要望事項

1	地震防災対策の充実強化	1
	・地震防災対策の支援体制の拡充	
2	都市税財源の充実強化	2
	・都市税財源の充実確保	
	・国庫補助負担金等の充実	
	・地方交付税の確保	
3	社会福祉施策の充実	4
	・国民健康保険の国庫負担減額措置の撤廃	
	・重度障害者医療費助成制度の充実	
4	地域保健医療対策の充実	5
	・産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持	
	・医療従事者の養成・確保に対する支援	
	・小児医療費助成制度の創設	
	・小児医療費助成制度の充実	
5	保育施策の充実	7
	・保育士等の確保及び処遇改善	
	・幼児教育無償化に対する財政支援	
6	教育行政の充実	8
	・教員数配置の充実強化	
	・特別支援教育の教職員配置等の充実強化	
	・不登校等の学校不適応対策	
	・学校給食の充実強化	
	・学校施設等の整備	
	・学習環境の充実	

7	都市環境行政の推進	10
	・ 廃棄物処理対策	
	・ 有価物等の取扱者への規制・指導	
	・ 脱炭素社会の実現に向けた取組	
	・ 水源環境の保全・再生	
8	都市基盤の整備	12
	・ 道路の整備	
	・ 河川・海岸の整備	
	・ 急傾斜地崩壊対策の推進	
	・ インフラ整備に係る国庫補助の確保	
	・ バリアフリー新法施行に伴う諸施策への支援	
	・ 森林病虫害防除対策（ナラ枯れ被害）	
	・ 畜産経営に対する財政支援	
9	社会経済の動向に対応した支援	14
	・ 税財政支援の拡充等	
	・ 地域経済支援策の拡充	
	・ 生活困窮者への支援	

要望事項

【安全・安心】

- 1 津波対策の強化…………… 15
- 2 地域防犯カメラ設置事業における補助要件の緩和…………… 15

【地方行財政】

- 1 社会保障・税番号制度の運用に係る支援…………… 15
- 2 地方消費者行政の充実強化…………… 15
- 3 行政のデジタル化への支援…………… 15
- 4 償還年限に係る地方債同意基準の改正…………… 16
- 5 地方分権改革の推進…………… 16

【子育て・福祉】

- 1 子育て環境・児童福祉施策の充実…………… 16
- 2 介護保険制度の充実…………… 17
- 3 障害者福祉施策の充実…………… 18
- 4 生活困窮者対策の充実…………… 19
- 5 福祉施策等に係る地域手当級地区分の見直し…………… 19
- 6 「パートナーシップ制度」の県域利用化…………… 19
- 7 避難行動要支援者の個別避難計画作成に係る財政支援…………… 19
- 8 難聴高齢者に対する把握基準や支援基準の創設…………… 19

【保健・医療】

- 1 在宅医療体制の構築に向けた支援…………… 20
- 2 公立病院の新病院建設及び広域的医療機能に係る支援…………… 20
- 3 定期予防接種の充実…………… 20
- 4 国民健康保険制度の財政基盤の強化…………… 20
- 5 医療未収金に係る補助制度の拡充…………… 20
- 6 不妊及び不育症治療助成制度の充実…………… 21
- 7 感染症対策の拡充…………… 21
- 8 健康被害に係る環境整備の充実…………… 21

【教育・文化】

- 1 学校教育の充実強化…………… 21
- 2 文化財の保護…………… 22

【環境・エネルギー】

- 1 廃棄物処理対策…………… 22
- 2 鳥獣被害対策の推進…………… 22
- 3 水源環境の保全・再生…………… 23

【基地対策】

- 1 基地の早期返還…………… 23
- 2 抜本的な騒音対策…………… 23
- 3 基地問題に対する取組の強化…………… 23

【まちづくり・産業・労働】

- 1 水道事業体の広域化の支援…………… 24
- 2 水道施設の更新等に係る生活基盤施設耐震化等交付金の基準緩和…………… 24
- 3 土砂災害特別警戒区域の対策…………… 24
- 4 公共用地に農地等を提供した場合における優遇策の拡大…………… 24
- 5 広域的な緑地保全の推進…………… 24
- 6 横断歩道等の路面標示の補修…………… 24
- 7 自転車通行帯の整備…………… 25
- 8 交差点における安全対策…………… 25
- 9 生活交通の確保に向けた支援…………… 25
- 10 交通安全協会の活動継続への支援…………… 25
- 11 農地中間管理事業の推進…………… 25
- 12 シルバー人材センターの安定運営への支援…………… 26

地域要望事項

【まちづくり・産業】

1	都市環境整備の推進	27
2	国道等の早期事業化、整備	27
3	県道等の早期事業化、整備	27
4	橋梁の整備	30
5	交通円滑化と利便性向上	30
6	ロードプライシングの推進	30
7	河川の整備	30
8	海岸等の保全	31
9	漁港等の整備	32
10	鉄道施設の整備促進	32
11	三浦半島地域の活性化	32

重点要望事項

凡 例

新規…今年度新規のもの

一部新規…従来から一部改変したもの（アンダーラインの箇所が改変箇所）

1 地震防災対策の充実強化

神奈川県では、都心南部直下地震、三浦半島断層群の地震、神奈川県西部地震、東海地震、南海トラフ巨大地震、大正型関東地震などの発生が想定されています。また、県内では全域が首都直下地震対策特別措置法に基づく「首都直下地震緊急対策区域」に、27 市町が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、13 市町が「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。

平成 27 年に神奈川県がとりまとめた地震被害想定調査報告書では、地震、津波による甚大な被害が想定されており、県内の地震防災対策をより一層強化することが必要です。

については、地震防災対策の更なる拡充を図るため、次の事項について要望します。

1 地震防災対策の支援体制の拡充

- (1) 神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金は第 1 次緊急輸送道路に接する建築物に対して補助するものであるが、令和 4 年 3 月に神奈川県は耐震改修促進計画の改定を行い、より高度な耐震化の目標と施策等を定めたことから、第 2 次緊急輸送道路及び市指定緊急輸送道路補完道路について対象とする拡充・支援を図るとともに、具体的な進捗等の見込みや今後の対応策等を示すこと。
- (2) 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金について、昭和 56 年 5 月以前に建てられた旧耐震基準分譲マンションの耐震改修事業に係る経費も補助対象とするよう拡充を図ること。
- (3) 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金における住宅揺れ対策事業の補助対象事業の範囲等について、昭和 56 年 6 月 1 日以降平成 12 年 5 月 31 日以前に新築工事に着手した新耐震基準の住宅に係る経費も補助対象とするよう拡充を図るとともに、補助額、補助率を引き上げること。新規

2 都市税財源の充実強化

地方自治体の自主的かつ自立的な行財政運営、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現のため、地方分権・地域主権改革の推進が求められています。

これらの改革を着実に推進するためには、国から地方への権限の移譲とともに、地方税財源の充実・確保や国庫補助負担金の充実、地方交付税等の税財政上の措置の在り方の見直しが必要です。

については、都市税財源の充実等を図るため、次の事項について要望します。

1 都市税財源の充実確保

- (1) 事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しを実施する際には、都市が自主的かつ自立的に行政需要に対応できるよう、自治体への税源移譲の積極的かつ計画的な推進を図るとともに、臨時財政対策債への振替措置の廃止など地方交付税制度の改正により、地方税財源を充実強化するよう国に働きかけること。
- (2) 固定資産税・都市計画税などの税収入は、地方公共団体の貴重な自主財源であり、経済対策と称する減税等を実施する場合には、想定される税収入の減収分や、新型コロナウイルスの定期接種化などの事業に対しては、地方交付税の交付・不交付にかかわらず、減収補てん特例交付金等の手法により必ず補てんするよう国に働きかけること。 **新規**

2 国庫補助負担金等の充実

- (1) 税源移譲を伴わない国庫補助負担金の削減等は、都市財政を圧迫するため、行わないよう国へ働きかけること。また、補助単価、対象、基準等については、実態に即した改善を行い、都市自治体の超過負担の解消を図るとともに、特に全国一律の対応を求める補助事業の創設にあっては、十分な準備期間を確保し、自治体の状況に合わせた活用ができる制度設計とするよう国へ働きかけること。
- (2) 国の主導による全国一律の制度改正等が行われた場合、地方自治体においては、税総合システムや人事給与システム等、関連システムの改修を行う必要が生じてくるが、これらの費用について、国庫補助負担金等による明確な財源措置を講じ、地方自治体の一般財源負担とならないよう国に働きかけること。 **新規**

3 地方交付税の確保

公立病院の施設整備に係る地方交付税措置の単価について、令和4年度から一定の見直しが続けられているが、依然として公的病院等の建築単価の実勢との差があることに加え、昨今の

労務単価上昇や資材価格の高騰を背景に乖離が大きくなることを見込まれることから、継続的な見直しを行い、地方自治体の財源確保策を支援するよう国に働きかけること。

3 社会福祉施策の充実

今日の我が国は、少子・高齢化が世界に例を見ないスピードで進行しており、経済や社会保障、地域福祉等多くの分野に重大な影響を与えています。こうした社会経済情勢のもとでは、社会福祉を向上させ、だれもが生活しやすい社会を実現していくことが重要です。

一方で、社会保障施策の柱の一つである国民健康保険制度では、自治体における医療費助成事業の実施に伴う国庫負担金の減額、また、障害者福祉施策の一つである重度障害者医療費助成制度では、対象者の増等に伴う自治体費用の負担増等の課題に直面しています。

については、社会福祉施策を円滑に進め、一層の充実を図るため、次の事項について要望します。

1 国民健康保険の国庫負担減額措置の撤廃

自治体が行う医療費助成事業など地方単独事業に対する国庫負担金の減額措置について、子ども医療費助成事業においては国庫負担金の減額措置が廃止されたが、他の医療費助成事業も含め、全面的に国庫負担金の減額措置を撤廃するよう国に働きかけること。

2 重度障害者医療費助成制度の充実

- (1) 重度障害者医療費助成制度について、対象者を精神障害者の1級の入院及び療育手帳B 1及び精神障害者保健福祉手帳2級、重度障害者以外の身体障害者手帳3級の方まで拡大すること。
- (2) 重度の身体・知的・精神障害者の医療費助成制度について、対象者の一部負担金及び所得制限の導入並びに65歳以上の新規対象者を県費補助の対象外とする措置を撤廃すること。
- (3) 地域間で助成対象者に格差が生じないように全国統一の制度を創設し、国の事業として拡充するよう国に働きかけること。

4 地域保健医療対策の充実

すべての人が健康で心豊かに生活できる活力ある社会を実現するには、地域福祉の体制や医療サービスを必要とする地域住民が享受できるよう充実させることが重要です。今後、ますます多様化するニーズに対応しながら、一人ひとりの健康の保持や増進に向けた、きめ細かな施策を展開することが必要です。

なかでも医療体制の維持にあっては、産科、小児科医師等の不足が深刻な状況になっており、医師の確保や医療環境の整備・確保等が喫緊の課題になっています。

また、少子化が進展する中、子育て世代が安心して出産、子育てができるよう医療費助成等の支援も必要となっています。

については、地域における保健医療対策の充実を図るため、次の事項について要望します。

1 産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持

- (1) 産科医、小児科医及び救急医療に携わる深刻な医師不足に対応し、地域における安定した医療環境の確保及び二次医療圏における救急医療体制を維持するため、医師及び看護師を安定的に確保する対策を早急に講じるとともに、国に働きかけること。
- (2) 軽症から急性期まで様々な症状に応じた医療連携体制を強化するため、既存の休日夜間急患診療所の運営や二次救急診療事業に対する補助などの総合的な救急医療体制の整備・充実を図ること。

2 医療従事者の養成・確保に対する支援

- (1) 深刻な医師・看護師不足に対応するため、医師・看護師等の修学資金の拡充を図るなど、医師の確保、看護師の養成・確保について必要な措置を講じること。特に産科医が不足している地域の危機的状況に対しては、地域周産期医療体制の充実を図ること。
- (2) 地域の実情に応じた医療体制の確保や医師が不足する病院等の経営基盤の安定化を図るため、地域医療介護総合確保基金の更なる活用等、地域医療体制の維持に向けた十分な財源措置を講じること。
- (3) 県内の交通不便地域等については、専門家と連携してデータ分析を行うなどにより、医療確保状況のさらなる把握に努め、国による「無医地区等調査」の実施に際しては、県が県内自治体に対して調査の目的や調査方法、無医地区等に該当した場合の支援策等を丁寧に説明したうえで報告を求めること。新規

3 小児医療費助成制度の創設

子育てにおける親の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができるよ

う、また制度の拡充をめぐり自治体間競争が起きぬよう、国の統一した制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。

4 小児医療費助成制度の充実

- (1) 小児医療費助成事業について、緊急財政対策等による補助金の廃止、減額をすることなく、県の補助率を引き上げること。
- (2) 対象者の所得制限と一部負担金を撤廃するとともに、補助対象を18歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡大すること。 一部新規
- (3) 所得制限を撤廃すること。 一部新規
- (4) 県の補助基準について、将来にわたり財政力の弱い自治体への負担軽減に資する補助制度となるよう、社会情勢の変化を踏まえた基準の見直しを行うこと。
- (5) 小学校卒業までとなっている神奈川県の小児医療費助成事業補助金の入院外（通院等）医療費の助成対象年齢を、県内の実態に合わせ、引き上げること。 新規
- (6) 補助金申請事務に係る事務負担の軽減を図る観点から市町村と協議する場を設けること。
新規

5 保育施策の充実

少子・高齢社会が進行し将来人口の減少が見込まれる中、少子化対策は、国はもとより各自治体にとって喫緊の課題となっています。こうした中、国においては、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を実施し、子育て環境の改善を図った一方で、保育需要の増大が依然として見込まれるところです。

他方、各自治体においては、保育施策等の子育て環境の充実に不断の努力を重ねているところですが、厳しい財政状況の中、様々な課題に直面しています。

については、子育て環境の充実に図るため、次の事項について要望します。

1 保育士等の確保及び処遇改善

(1) 保育士及び幼稚園（認定こども園含む）教諭不足を解消するために、保育士等の人材確保や処遇改善に向けた取組を早急に実施し、保育士等数の増加を図るよう国に働きかけること。

一部新規

(2) 県内自治体間で格差を生じさせないように、保育士等給与の上乗せ補助等の県独自の処遇改善を図るとともに、子ども・子育て支援法に基づく協議会による保育士等の需給調整等、県内の人材確保に向けた積極的な取組を行うこと。

2 幼児教育無償化に対する財政支援

(1) 補助対象の拡大や無償化により増大する事務負担については、その財源を地方交付税に委ね一般財源化することなく、新たに生じた事務等に対する補助制度を創設するなど、国が責任を持って全ての財源を確保するよう国に働きかけること。

(2) 保育需要の増大への対応として、保育所の整備に係る補助金等の充実に図り、待機児童を生じさせない対策を早急に実施するよう国に働きかけること。

(3) 保育緊急対策事業費補助金の縮減は民間保育所への影響が甚大であること、低年齢児の定員を超過した受け入れの促進や地域型保育事業の連携の促進は依然として必要であることから、補助の拡大継続及び新規実施を行うこと。

6 教育行政の充実

少子高齢化の進行、国際化、情報化の進展など、子どもたちを取り巻く状況は大きく変化しています。このような時代にあって、明日を担う人づくりを進めるに当たり、「何を知っているか」だけでなく、「それを使ってどのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」までを視野に入れ、社会の変化を柔軟に受け止めることができる人の育成が求められています。

神奈川県教育ビジョンは、自己肯定感を基盤として、「他者を尊重し多様性を認める思いやる力」、「自立してたくましく行き抜くことのできる力」、「社会との関わりの中で自己を成長させ社会に貢献する力」の育成を掲げています。様々な課題を抱えた子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応するための特別支援教育の教職員配置等の充実・強化、外国語教育のための適切な職員配置、不登校等の学校不適応への対策、Society5.0時代を生きる子どもたちの可能性を引き出すICT環境の確保などが必要です。

については、学校教育の充実を図るため、次の事項について要望します。

1 教員数配置の充実強化

- (1) 学級編制の弾力化、少人数学級編制の推進を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（標準法）が改正されたが、教職員定数の増員及び指導方法工夫改善の加配定数を維持しつつ財政措置を講じるなど、中学校まで含めた35人学級の更なる拡大に取り組むよう国に働きかけること。また、県においても35人学級の維持・拡大に取り組むこと。
- (2) 教員が子ども一人ひとりに向き合い、教育的ニーズに応じた支援・指導を充実させるため、1クラスの人数を減らす措置と並行し、専科教員、専任教育相談コーディネーター、児童生徒指導担当教員等の学級担任外の教職員を増員するなど、教職員定数の改善を行うこと。また、専任で配置されるまでの間、県で加配措置を行うなど必要な措置を講じること。一部新規
- (3) 小学校学習指導要領全面実施による外国語活動、外国語科の実施に伴う外国語指導助手（ALT）配置に対し、財政措置を講じること。また、中学校における外国語指導助手（ALT）配置に対しても、同様に財政措置を講じること。
- (4) 教員定数に対する欠員数が増加する中、休業・休職取得者等に対する代替補充に未配置が生じるなど、教員のなり手不足が深刻化している。近い将来、公教育の維持自体が困難となることも懸念されることから、安定的に学校運営を行うことができるよう、教員のなり手不足の解消、人材確保のための具体的な措置を講じること。

2 特別支援教育の教職員配置等の充実強化

特別支援教育の推進を図るため、介助員、非常勤講師など、人的体制の充実による状況の改善を図るとともに、その支援に係る財政措置を講じること。

3 不登校等の学校不適応対策

(1) 児童・生徒への支援の充実を図るため、現在、中学校に配置されているスクールカウンセラーを小学校全校へ単独配置できるよう必要な財政措置について積極的に取り組むとともに、年間 40 回、280 時間 (重点配置の場合は年間 80 回、560 時間) の勤務時間を確保すること。

一部新規

(2) 不登校や問題行動等のある児童生徒のうち、貧困やヤングケアラーなど、家庭の環境に要因があると思われるケースへの対応のため、県費によるスクールソーシャルワーカーの配置の充実を図ること。 **新規**

4 学校給食の充実強化

(1) 提供方式等に関わらず全ての調理場に県費栄養職員を配置できるよう、標準法における基準の見直しについて国に働きかけること。

(2) 自治体の財政状況による地域間格差が生じないように、国の制度として学校給食の無償化が実現されるよう、法改正や補助制度の創設などを国に働きかけるとともに、実現するまでの間、県における補助制度を創設すること。

5 学校施設等の整備

(1) 災害時における避難所、地域コミュニティ形成に向けた機能等、まちづくりにおいて重要な役割を担う学校施設について、他の公共施設との複合化を図り、計画的・効率的な施設整備を進める必要があることから、地方公共団体が策定した個別施設計画に基づき実施する学校施設の建て替えに対する補助制度を創設するよう国に働きかけること。

(2) 屋内運動場における空調設備の整備を推進するため、学校施設環境改善交付金について、財源を十分に確保するとともに、算定割合を 1 / 3 から 1 / 2 へ引き上げる期間を令和 8 年度以降も継続することを国に働きかけること。また、交付要件となっている断熱性確保の工事についても、空調設備と同様に算定割合を 1 / 2 に引き上げるよう国に働きかけること。

新規

6 学習環境の充実

小中学校における ICT を活用した教育を円滑に推進するため、タブレット端末やネットワーク環境の整備後の必要経費及び学校に派遣する ICT 支援員の人材確保と派遣に必要な経費について、十分な財政措置を講じるよう国に働きかけるとともに、県においても財政支援を行うこと。 **新規**

7 都市環境行政の推進

地域社会における快適な生活環境の形成には、地域の実態に即したごみ処理対策や、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理を一元的にとらえた廃棄物処理政策の推進が重要です。廃棄物処理政策の推進は、脱炭素社会の実現や自然環境保全にも寄与します。

全国的に、廃棄物処理施設の老朽化が進む中で、将来にわたり、安全で安心な廃棄物処理を継続していくためには、既存施設の計画的な維持管理や施設の長寿命化、建替えに向けた取組が必要です。

さらに、2050年カーボンニュートラル実現のためには、再エネ設備等の導入促進や制度の構築のほか、森林の持つ公益的機能の強化、将来にわたる森林再生、水源環境の保全・再生に向けた取組の継続が必要です。

については、都市環境行政の推進を図るため、次の事項について要望します。

1 廃棄物処理対策

- (1) 廃棄物処理施設については、特に環境への留意が必要となる施設であるため、解体に係る経費について、解体後に跡地利用の予定がない、もしくは、解体する施設との関連性・連続性がない場合も含めたごみ処理施設以外の施設を整備する場合であっても、循環型社会形成推進交付金の交付対象となるよう、交付基準の緩和を国に働きかけること。
- (2) 県主導によるごみ処理の広域化及び集約化に係る枠組み構築の推進を図るとともに、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律において、食品廃棄物のリサイクルが促進される仕組みづくりをするよう国に働きかけること。**新規**
- (3) 感染の恐れのある在宅医療廃棄物については、安全性及び適正処理の確保の観点、さらには、在宅医療行為が医師の処方に基づき実施されるという診療の延長上にあること等を鑑み、医療機関等による回収・処理システムを早期に構築するよう国に働きかけること。**新規**

2 有価物等の取扱者への規制・指導

有価物の一つである金属スクラップについて、再生業者の保管庫等において火災や倒壊事故が発生するなど、周辺的生活環境に影響を及ぼす事例が全国的に発生している。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、有害使用済機器については、適正に保管するよう規制や指導が行われることとなったが、有害使用済機器を含まない物品等は、法規制の対象外となっているため、有害使用済機器を含まない金属スクラップについても、取扱事業者に対し広域的な規制や指導ができるよう、県において条例整備などに取り組むこと。

3 脱炭素社会の実現に向けた取組

- (1) 国の「地域脱炭素ロードマップ」で示されている自治体の建築物や土地に太陽光発電設備を導入することに対する支援に加え、既存施設における高効率照明や高効率空調等の省エネ設備導入に対しても、県として財政的支援を行うこと。
- (2) 2030年度の家庭部門の温室効果ガス削減目標を確実に達成するため、新築建物への再エネ設備の設置義務化等について、早期実現に向け検討を進めること。また、義務化に伴う住民負担の軽減に資する財政措置や、大量廃棄を迎える使用済の住宅用太陽光パネルの回収・リサイクルルートの確立や、アップサイクルに向けた補助制度等について、あわせて検討を進めること。

一部新規

4 水源環境の保全・再生

これまで築いてきた豊かな森林や水資源を次世代への財産として確実に引き継いでいけるよう、また、森林の持つ二酸化炭素の吸収・固定等の公益的機能の維持・促進や、県民の水源であるダム集水区域の水源環境への負担軽減を図るためにも、事業の効果の検証結果を踏まえ、水源環境保全税の継続や県の一般財源等により必要な財源を確保し、令和9年度以降も水源環境の保全・再生の取組を継続させること。

8 都市基盤の整備

各都市が個性豊かで活力あるまちづくりを推進するために、更なる地域経済の活性化と雇用の安定、拡大が求められています。

また、地域経済の活性化を推進するためには、都市基盤の整備とともに、地域の実情に合ったまちづくりを都市自らが決定できる権限を持つことが重要です。

については、快適で活力あふれる持続可能な地域社会の実現のため、次の事項について要望します。

1 道路の整備

国・県道の早期事業化、整備促進等について、広域的な経済効果や防災対策等、地域生活に密接な関わりを有する広域幹線道路や国・県道の未整備区間等の早期事業化や整備促進等を国へ働きかけるとともに積極的に取り組むこと。また、地域を結ぶ橋梁の整備促進、交通円滑化や利便性向上のための有料道路の無料化及びE T Cの導入、広域農道の整備促進に取り組むこと。【横須賀、平塚、鎌倉、小田原、茅ヶ崎、逗子、三浦、秦野、厚木、伊勢原、海老名、座間、南足柄、綾瀬】

2 河川・海岸の整備

(1) 河川の整備促進について、大雨等による浸水被害等から住民の生命、財産を守るため、河川の整備促進、河床に堆積した土砂の浚渫、安定した放流量の維持、歩行空間等の環境整備に取り組むこと。【相模原、平塚、藤沢、小田原、茅ヶ崎、秦野、厚木、大和、海老名、南足柄、綾瀬】

(2) バーベキュー等の無秩序な海岸利用を制限する等の海岸管理対策、早急な砂浜浸食の原因調査による最良の養浜対策と改善対策に取組み、これらを踏まえた総合的な海岸管理の方策を県条例により定めること。【逗子】

(3) 磯焼け対策について、県が主体となり、大規模な藻場の造成事業と並行して食害生物の駆除を行うとともに、地域で取り組む磯焼け対策への支援制度の構築など、抜本的な解決に向けて取り組むこと。【一部新規】【横須賀、鎌倉、逗子、小田原、茅ヶ崎、三浦】

3 急傾斜地崩壊対策の推進

(1) 急傾斜地崩壊危険区域指定を迅速に進めるとともに、急傾斜地崩壊対策工事における公共事業採択基準の要件を緩和するよう国に働きかけること。【三浦、鎌倉、座間、綾瀬】

(2) 急傾斜地崩壊防止工事の要望区域内に不在地主がいる場合、土地所有者の承諾を得られないことから、工事施工が不可能となるケースがあるため、土地所有者の承諾について、一定の条件を緩和すること。また、要望区域内に公共用地が含まれる場合においても、同様に採択すること。【逗子、鎌倉】

4 インフラ整備に係る国庫補助の確保

社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金などのインフラ整備に係る国庫補助金は内示額が要望額を下回っているため、地方が必要とする総額を確保するとともに、地域の実情を勘案して適切に配分するよう国に働きかけること。【平塚、三浦、伊勢原、鎌倉、小田原、秦野】

5 バリアフリー新法施行に伴う諸施策への支援

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に適合したノンステップバスの普及促進に向け、国の法改正による導入目標の上方修正を踏まえ、バス事業者の車両導入経費に対する支援制度を創設すること。【平塚、伊勢原、相模原、秦野】

6 森林病虫害防除対策（ナラ枯れ被害）

ナラ枯れ被害の防除対策を推進するため、森林病虫害等防除事業費補助金について、予算を十分に確保し、地方自治体に対する財政支援をより一層充実・強化するよう国に働きかけること。また、公園・緑地におけるナラ枯れ被害対策、特に被害蔓延地域における最優先事項である倒木等危険木の伐採に資するよう既存の補助制度を拡充するとともに、必要に応じて補助制度を創設するよう国に働きかけること。【一部新規】【相模原】

7 畜産経営に対する財政支援

畜産農家が購入する配合飼料等の価格高騰対策について、配合飼料は価格安定制度があるものの、令和5年度第4四半期以降は補填の発動条件を満たさなくなっており、牧草等の飼料は価格安定制度自体がないことから、畜産農家の実質負担の増加を抑えられていないため、制度の見直しについて国へ働きかけること。また、県においても独自の支援策を講ずるなど、畜産農家の経営安定化を図ること。【相模原、藤沢、横須賀、平塚、綾瀬】

9 社会経済の動向に対応した支援

エネルギーや原材料、生活物資の価格の高止まりや円安の長期化は、家計や企業等の社会生活の様々な分野に極めて甚大な影響をもたらしています。

については、地域経済の回復に向けた支援を一層強化していくために、次の事項について要望します。

1 税財政支援の拡充等

- (1) GIGAスクールの推進やシステムの標準化など、国が推し進める政策にかかるランニング経費や光熱費などの物価高騰に伴う地方公共団体の行政経費の増加、さらには資材価格の高騰による公共事業費の増加に対し、地方の財政運営に支障が生じないよう適切な地方財政措置や交付金制度による十分な支援を行うよう国に働きかけること。 一部新規
- (2) 物価高騰対応地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー分については、地方自治体が地域の実情に応じ、迅速かつ柔軟に対策を講じるため、財政力指数等で格差が生じることのないよう財政支援するとともに、国の政策として推進する事業については、全額国費で賄うための予算額を確保するよう国へ働きかけること。 新規

2 地域経済支援策の拡充

物価高騰により、地域商工業の経済活動への負担は大きく増大しているのに加えて、コロナ融資等の返済が重なると、事業者の経営状態は悪化することが見込まれることから、中小企業の事業と雇用を維持するため、現在県が実施している資金繰り支援制度の継続や内容の充実を図るとともに、物価高騰対策や賃上げ対策、生産性向上等に対して、より充実した事業者支援を行うこと。

3 生活困窮者への支援

コロナ禍における原油価格・物価高騰等の影響により、失業、休業者が増加し、生活困窮者自立相談支援窓口においても相談件数が多い状況が継続している。今後も生活に困窮する方が多く見込まれるため、生活困窮者に対する生活支援について財政措置を実施するとともに、現場の事務負担を考慮して簡素な制度設計とし、困窮者が申請しやすい制度設計にするよう国へ働きかけること。

また、生活困窮者の相談を受け、自立に繋がる支援に対応するため、相談支援員の人件費及び国の制度改正により急増した住居確保給付金の市負担額1/4について、財源措置を実施するよう国へ働きかけること。

要 望 事 項

凡 例

新規…今年度新規のもの

一部新規…従来から一部改変したもの（アンダーラインの箇所が改変箇所）

【安全・安心】

1 津波対策の強化

国道 134 号下開口部への防潮扉の設置、134 号の防潮堤のかさ上げ、浸水想定域への避難施設の設置に対する支援など、津波浸水想定に基づく防災対策が進むよう支援するとともに、国との調整を図り、新たな知見や制度などについての市町村への情報提供や協議を密に行うこと。

2 地域防犯カメラ設置事業における補助要件の緩和

神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金で補助対象としている市町村が実施する地域防犯カメラ設置事業について、防犯カメラをリースする場合、リース契約満了時に防犯カメラの所有権を市町村に帰属させることを補助要件としているが、屋外で使用された防犯カメラは消耗が著しく再利用が困難なため、この要件の緩和を図ること。**新規**

【地方行財政】

1 社会保障・税番号制度の運用に係る支援

社会保障・税番号制度システム（中間サーバ、マイナポータル、住民基本台帳ネットワークシステムサーバ、住基システム、戸籍システム等）の利用、運用、法改正に伴うシステム改修に係る経費、マイナンバーカードとマイナポータルを活用した各種サービスの実施に係る経費、マイナンバーカードの交付・再交付、マイナンバーカードの普及と普及体制の維持に係る経費等の、社会保障・税番号制度の運用に係る経費については、国が所要経費の財源を全て確保するよう、国に働きかけること。

2 地方消費者行政の充実強化

地方消費者行政推進交付金の活用期間終了後も全国均一のサービス水準を維持・拡充するため、消費生活相談体制整備事業を地方消費者行政強化交付金の対象事業へ追加すること。また、交付金の交付額の確保及び継続的な財政支援を国に働きかけること。

3 行政のデジタル化への支援について

- (1) 令和 7 年度末までに標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行を図るために造成された「デジタル基盤改革支援基金」について、地方自治体の情報システムの標準化に伴い発生する費用が、地方自治体の負担とならないよう、普通交付税措置とすることなく、基金の使途の拡充や増額を図るなど、継続的かつ十分な財政支援を国へ働きかけること。

また、移行困難団体として令和 8 年度以降に標準準拠システムへの移行を行う場合であっても、財政支援の対象外とせず、令和 7 年度末までに移行を完了した場合と同様の財政支援を行うよう国に働きかけること。**一部新規**

- (2) 地方自治体の情報システムの標準化に係る経費については、デジタル基盤改革支援補助金の上限額の見直しが行われたが、補助対象経費の調査において回答した額よりも低い金額での見直しとなっており、更に補助対象外経費についても、多額の経費がかかることが判明しているため、全自治体に対し改めて補助対象外経費も含めた調査を行い、実態を把握するとともに、

補助対象範囲及び更なる上限額の見直しを行い、自治体に財政負担が生じることのないよう国に働きかけること。**新規**

(3) 移行困難システムとして令和8年度以降に標準準拠システムへ移行するシステム並びに文字の標準化対応及びパッケージ特例に係る経過措置終了等に係る経費においても、自治体の負担とならないよう、継続的かつ十分な財政支援を国に働きかけること。**新規**

(4) 令和7年度末までとされている標準準拠システムへの移行期限について、地方自治体及びシステムベンダーの状況・意見を把握したうえで、見直しを図るよう国に働きかけること。

4 償還年限に係る地方債同意基準の改正

地方債同意基準の償還年限について、世代間の公平性の確保や財政負担の平準化の観点から、施設の耐用年数に応じた償還年限による借入が可能となるよう改正すること。

5 地方分権改革の推進

(1) 指定都市が新たな大都市制度「特別市」の法制化を目指す中、県と指定都市の間に存在する二重行政等の課題を共有し、住民目線での解決を図るため、指定都市との協議を継続するとともに、法制化を見据えた取組として、県・指定都市間で連携して調査・研究を行っていくこと。

(2) 大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応し、効率的・効果的な行政運営を推進するため、地域の実情に合わせた県から指定都市への権限移譲を早期に進めること。

(3) 神奈川県市町村移譲事務交付金の算定対象となる事務の範囲が限定的であり、移譲される権限に関する全ての事務に見合った額となっておらず、移譲を受けた市町村が不足分の財政負担を負わざるを得なくなるという課題があることが住民目線での権限移譲を進めるに当たっての支障となっていることから、移譲事務交付金額の算定方法について早期に見直しを行うこと。

新規

【子育て・福祉】

1 子育て環境・児童福祉施策の充実

(1) 子ども・子育て支援新制度の経過措置の廃止

国が本来負担すべき部分を地方に転嫁することのないよう、子ども・子育て支援新制度における費用負担に関する経過措置を早期に廃止し、制度本来の国2・都道府県1・市町村1の負担割合とするよう国に働きかけること。

(2) 子ども・子育て支援新制度の充実

ア 満3歳児クラスで認定こども園を利用する際の認定区分によって生じる保護者負担額の差を是正すること。

イ 幼児教育・保育の無償化に伴い、利用定員が増加した認定こども園の施設型給付費の公定価格における基本分単価を見直すこと。

(3) 児童扶養手当への支援

児童扶養手当に係る必要な財源について、国の責任において十分な財源を確保するよう国に

働きかけること。

(4) 幼児教育類似施設への補助の充実

ア 幼児教育・保育の無償化について、いわゆる「幼児教育類似施設」に通う、保育の必要性のない子どもを早急に無償化の対象とするよう国に働きかけること。

イ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業の補助額を無償化と同額とすることを国に働きかけること。

(5) 保育料多子軽減の拡充

満3歳未満保育認定子どもの保育料多子軽減について、多子世帯の経済的負担を軽減し、安心して第2子、第3子を産み育てられる環境を整えるため、兄弟の年齢や利用施設に関わらず、すべての多子世帯に適用するよう国に働きかけること。

(6) こども家庭センターの設置等に関する連携体制の構築

こども家庭庁が設置されたことを受け、今後、市町村においてこども家庭センターの設置等、さらなる子育て施策の推進をしていくことになる。特に、レスパイトケアや一時預かり、子育て世帯訪問事業等の強化が求められることになり、担い手不足等もある中、自治体単独では支援体制を構築していくことは難しい状況にある。情報交換はもとより、県内広域での支援体制の構築等、一定の子育て支援策が等しく担保できるよう進めること。

(7) 障害児保育の支援の充実

ア 様々な子どもを受け入れるためには、安定的な障害児保育の実施が必要不可欠であるため、民間保育所運営費補助金の保育所機能強化費の障害児保育加算を再開すること。新規

イ 特別支援教育を実施する私立幼稚園等の補助金等が県内各市において基準が異なることや入園を断られるケースもあるため、県内で統一した支援が受けられるよう県内各市町村との調整等を行うこと。新規

(8) 特別な支援が必要と考えられる子どもへの支援の充実

特定の判定は受けていないが発達上の特性から保育所・幼稚園の生活において困難を抱えており、特別な支援が必要と考えられる子どもの教育・保育には、基準以上に保育士等の配置が必要となるため、このような加配に対する補助制度を創設すること。新規

2 介護保険制度の充実

(1) 介護保険制度における国庫負担の拡充

低所得者も含めた被保険者全体の介護保険料額の上昇を抑制するためにも、介護給付費負担金の国庫負担を25%の定率とし、調整交付金を別枠とするよう国に働きかけること。また、低所得者への軽減措置を継続し、国の責任において負担すること。一部新規

(2) 介護保険制度に対する財政支援等

ア 要介護状態となっても安心して介護サービスを利用できる環境を確保していくため、特別養護老人ホームなどの老朽化する介護施設の大規模修繕等に対して、介護施設の新設等を条件としない、財政措置等の必要な支援策を講じること。一部新規

イ 介護職員・介護支援専門員等の確保・定着に向けて、新たな人材の確保や離職防止、介護現場の生産性向上等に係るより実効性のある施策の展開を図るとともに、基礎自治体が実施する施策に対する必要な財政的支援を講じること。新規

(3) 介護職員の確保及び処遇改善

ア 介護職員の十分な確保や地域における安定した介護保険サービスを提供するため、介護報酬の充実等の処遇改善の取組や改善の都度増大する事業所の事務負担の軽減を図るよう国に働きかけること。

イ 介護支援専門員に関しては、介護職員に対して行われてきた介護報酬等による賃上げの対象にされておらず、処遇改善の動向から取り残されている状況にある。介護支援専門員に対しても、ベースアップにつながる処遇改善に向けた取組みを推進するよう国に働きかけること。

ウ 介護人材の地域偏在が生じないよう、介護職員の確保・定着及び育成のための支援策を国に働きかけるとともに、県においても、生活援助従事者研修の実施など、更なる人材確保に取り組むこと。

エ 地域包括支援センターに保健師等または社会福祉士等として従事し介護予防プラン等を作成している者について「専任の介護支援専門員として従事した期間」として算定できるよう運用を見直すこと。新規

3 障害者福祉施策の充実

(1) 市町村地域生活支援事業に対する国庫負担強化

障害者総合支援法による市町村地域生活支援事業について、国が実施している統合補助金方式を改めるとともに、国庫補助率1/2を確保するよう確実な財源担保を国に働きかけること。

(2) 自立支援給付事業等に対する全額国庫負担化

障害福祉サービス及び障害児通所支援に係る自立支援給付事業等について、全額国の負担とするよう国に働きかけること。

(3) 短期入所事業所に対する支援の充実

強度行動障がい児者、重度心身障がい児者、医療的ケアが必要な者（子ども含む。）の需要に対応できる短期入所事業所が少ないため、施設整備助成や専門的人材の育成事業、人員確保のための財政措置、緊急受入れの際の加算の設定などの支援策を講じること。一部新規

(4) 訪問系サービスの施策の充実

重度障害者の地域生活を支援するため、訪問系サービスに係る介護給付費の国庫負担基準に係る仕組みの見直し、また、市町村負担軽減策に係る適用範囲を広げるための要件を緩和するよう、国に働きかけること。新規

4 生活困窮者対策の充実

(1) 生活保護負担金の全額国庫負担化等

ア 生活保護制度は法定受託事務であり、本来国が果たすべき役割であることから、生活保護費負担金については、全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

イ 生活保護法の適用対象とならない外国人に対する支援について、全額国庫負担とするとともに、外国人に係る保護の決定、調査等に関する根拠法令の整備を早期に行うよう国に働きかけること。

(2) 生活困窮者自立支援法関係支援事業の全額国庫負担化

ア 生活困窮者自立支援法における必須事業について、全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

イ 任意事業に対する国庫負担率について、必須事業と同じ割合とするよう国に働きかけること。

5 福祉施策等に係る地域手当級地区分の見直し

(1) 介護報酬や子ども・子育て支援新制度の公定価格の算定基準となっている地域手当の級地区分について、市民サービスに係る事業者の人材確保等を考慮し、地域の実情に合わせた地域手当の級地区分とするよう国に働きかけること。

(2) 地域手当の援用ではない、地域の実情に合わせた新たな区分制度の設計や手当の設置について検討するよう国に働きかけること。

6 「パートナーシップ制度」の県域利用化

「パートナーシップ制度」が県内すべての市町村で施行されているが、相互利用ができないため、制度利用者の利便性向上のため県域利用ができるようにすること。

7 避難行動要支援者の個別避難計画作成に係る財政支援

避難行動要支援者の個別避難計画作成時に係る福祉専門職の報酬等の事務経費について、財源を地方交付税に委ね一般財源化することなく、直接充当できる補助制度を新たに創設するなど、国が責任を持って個別避難計画作成に必要な財源を確保するよう国に働きかけるとともに、国の補助制度が創設されるまでの間、他の補助事業の所要額の状況に関わらず活用できる神奈川県単独の補助スキームを創設すること。

8 難聴高齢者に対する把握基準や支援基準の創設

認知症発症の危険因子の一つである難聴について、難聴と認知症発症の関連性を明らかにするとともに、難聴高齢者の把握方法や補聴器の使用条件など把握基準や支援基準を創設すること。また、このことについて、県から国に対して働きかけること。

【保健・医療】

1 在宅医療体制の構築に向けた支援

地域包括ケアシステムの構築に当たり不可欠である在宅医療の提供体制を確保するため、地域偏在を踏まえた訪問診療医の育成・確保策を講じること。

2 公立病院の新病院建設及び広域的医療機能に係る支援

小田原市立病院は、県西二次保健医療圏において、高度急性期・急性期医療を中心とした広域的な医療を担っている基幹病院であることから、医療介護総合確保促進法に基づく神奈川県計画に位置付け、新病院建設事業費及びその機能維持に係る運営費について、補助の対象として財政措置を講ずるとともに、当該補助に係る充填率の引上げを図ること。

3 定期予防接種の充実

(1) おたふくかぜワクチンの定期接種化について、更なる議論を進めていくよう国に働きかけること。

(2) 帯状疱疹ワクチンの定期接種化について、更なる議論を進めていくよう国に働きかけること。

新規

(3) 帯状疱疹ワクチンの予防接種について、地方自治体の財政状況に左右されることなく、一定年齢以上の希望する国民が等しく接種が受けられるように、全額国庫負担金による助成制度を創設するよう国に働きかけること。新規

(4) 災害発生に伴う予防接種の取扱いについては、自治体ごとに対応に差が生じることがないように基準を明確にするとともに、財政措置等の必要な支援策を講じるよう国に働きかけること。

新規

(5) コロナワクチンの定期接種について、地方自治体の財政状況に左右されることなく、希望する高齢者等が引き続き安心して接種が受けられるように、国の責任において実施するよう国に働きかけること。新規

4 国民健康保険制度の財政基盤の強化

(1) 法定外繰入金を解消し、国民健康保険制度の健全で安定した運営を維持するため、国庫負担を引き上げるなど、保険者の負担を軽減するよう国に働きかけること。

(2) 一般会計からの繰入や低所得者対策に対する十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

(3) 保険料水準の統一について、国からの財政支援を活用し、被保険者の負担とならない標準保険料率とするよう抑制策を講じること。新規

5 医療未収金に係る補助制度の拡充

(1) 救急医療機関外国籍県民対策費補助金で補助対象としている民間病院における外国籍患者の医療未収金について、公立病院へ補助対象を拡充すること。新規

(2) 無被保険者の回収困難な医療未収金について、新たな支援制度を創設すること。【新規】

6 不妊及び不育症治療助成制度の充実

(1) 不育症対策等の全国一律の制度実施について、経済的負担が大きく、治療を受けられない状況を解消するため、不育症対策等の全国一律の制度を実施するよう国に働きかけること。【新規】

(2) 不育症治療に関しては、一部の先進医療検査費用に対して助成が開始されたが、実施医療機関に限られていることや専門医が少ないことから、不育症対策に関するプロジェクトチームにおいて検討された課題について、関係団体と協力し早急に取り組みを進めていくよう国に働きかけること。【新規】

7 感染症対策の拡充

新型コロナウイルス感染症では感染拡大の規模が大きく、感染拡大防止策を担う保健所で保健師等の人材不足や業務の逼迫が課題となっていた。感染症対策業務に従事する保健師の増員はされたが、引き続き、状況に応じた継続的な人員確保と迅速に対応するための人材育成を進めていくよう国に働きかけること。

8 健康被害に係る環境整備の充実

(1) 新型コロナワクチンによる健康被害に係る救済措置について、未だ認定の結果通知まで相当の時間を要しているため、健康被害救済制度の趣旨及び予防接種事務への信頼性向上の観点から、神奈川県及び国における事務手続きの迅速化を図ること。【新規】

(2) 健康被害の認定状況について、全国民が容易にアクセスできるよう情報の周知をすること。【新規】

(3) 新型コロナ感染症の発生動向、副反応疑い報告件数、健康被害救済制度認定状況、及びそれらの関連性についてレビューを行い、全国民がワクチン接種に係るメリット、デメリットを理解したうえで、接種するか否かを選択できる環境の整備に努めること。【新規】

【教育・文化】

1 学校教育の充実強化

(1) 教員数配置の充実強化

様々な困難を抱える児童生徒等に対する支援のため、校内教育支援センターにおいて支援を担当する教員を定数として配置するよう、教員定数の拡充を図ること。【新規】

(2) 在籍異動を伴わない院内学級入級の仕組み構築

入退院を繰り返す児童や生徒に配慮し、在籍異動を伴わずに院内学級へ入級できる仕組みを構築するよう国に働きかけること。

(3) 特別支援教育の充実強化

ア 児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応する教育を展開するため、通級指導教室の県

費指導教員の増員や、神奈川県立特別支援学校を求めている地域への設置を含め、特別支援教育体制の拡充を図ること。**一部新規**

イ 県立の特別支援学校が担うセンター的機能を市立小中学校が十分に活用できるよう、巡回相談員の増員等、支援体制を強化すること。

2 文化財の保護

(1) 埋蔵文化財の適正な記録保存調査を確保するため、事業者が負担している発掘調査経費に対する支援策の拡充を国に働きかけること。

(2) 公共事業を起因とする埋蔵文化財発掘調査を民間事業者へ完全に委託する場合についても、県費補助制度の対象とすること。**新規**

(3) 神奈川県指定文化財保存修理等補助金の国庫補助随伴事業について、必要十分な財政措置を行うとともに、制度を見直すこと。また、補助事業への移行に伴い市の事務量が増加していることから、手続を簡素化すること。

【環境・エネルギー】

1 廃棄物処理対策

(1) 河川・海岸の環境保全

ア 海岸の環境保全を図るため、国の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）の補助率を10/10に戻し、令和7年度以降も補助の継続及び早期の内示を国に働きかけること。

イ 海洋汚染への対策のため、各行政区域に河川除塵機の設置によるプラスチックごみ等の流出対策を働きかけるほか、県が率先して河川の清掃を行うとともに、広域連携による海岸美化推進の取組として、県内の沿岸市町村及び河川上流域市町による一斉清掃活動を実施すること。**一部新規**

(2) リチウムイオン電池等の適正処理

リチウムイオン電池等に起因する発火事故が発生していることから、リチウムイオン電池使用機器の廃棄に当たっては、拡大再生産者責任の観点から、リサイクル容易な製品製造及び適切な回収・処理に関する製造事業者への指導、並びに、適正処理の仕組みの確立、適切な廃棄方法に関する国民への周知を徹底するよう、引き続き、国に働きかけること。

(3) 製品プラスチックの資源化

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく製品プラスチックの再資源化の実施に当たって、容器包装プラスチックと同様に製造事業者も費用負担する仕組みとするなど、市町村の負担軽減を図るよう国に働きかけること。

2 鳥獣被害対策の推進

(1) 野生鳥獣による農作物被害・生活被害を減少させるため、隣接都県と連携した広域的な被

害対策を図るとともに、関連予算を継続的に確保すること。

- (2) 神奈川県クリハラリス（タイワンリス）防除実施計画の着実な推進を図るべく、各市町村への技術的支援のみならず、県が主体となり実態調査や捕獲を実施すること。また、国に対しては課題解決へ向けた制度の確立や財政的な支援について、積極的に働きかけること。新規

3 水源環境の保全・再生

有機フッ素化合物（PFAS）について、水質汚濁防止法に基づき実施する調査の結果を、考察を含めて速やかに情報提供するとともに、県の調査計画を補完する目的で実施する市の調査に対して、国、県による補助制度を創設する等、財政措置を講じること。 一部新規

【基地対策】

1 基地の早期返還

基地周辺が超過密化している現状を考慮し、空母艦載機部隊の移駐後の運用の変化を確認し、基地機能の整理及び縮小を推進することで、早期返還に向けて必要な措置を行うよう国に働きかけること。特に、移駐による人員の減少等により利用頻度の減少が考えられる施設等の返還を働きかけること。

2 抜本的な騒音対策

- (1) 日米両政府間において、できる限り着陸訓練を硫黄島で実施することが了解事項とされていることから、硫黄島での着陸訓練全面実施をするよう国に働きかけること。
- (2) 航空機騒音の実態を正確かつ迅速に把握するため実施している騒音測定に係る費用について、特別交付税（基地等対策に係る財政需要）による措置ではなく、単独の補助金等として交付するよう国に働きかけること。

3 基地問題に対する取組の強化

- (1) 基地が所在することによる、航空機騒音や事故への不安、まちづくりの支障など、周辺地域は様々な負担を強いられていることから、県は基地所在市と十分連携のうえ、こうした負担の解消を図るとともに、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律による周辺対策事業予算の増額、申請事業の完全採択を含め、多大な負担に見合った周辺対策等の一層の強化を国に働きかけること。
- (2) 基地交付金については、国有財産台帳価格と固定資産税台帳価格との較差を是正し、調整交付金と併せて交付額の引き上げを図るため、必要な措置を行うとともに、大規模な提供資産の追加がある場合は、別枠で予算を確保し、交付額に減少が生じないよう国に働きかけること。
- (3) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第5条により指定される、第二種区域内における固定資産評価額の下落及び移転補償により、国が取得した国有財産の所在に伴う固定資産税及び市民が市外転出したことによる市税の減収に対する補填措置をするよう国に働きかけること。

【まちづくり・産業・労働】

1 水道事業体の広域化の支援

改正水道法に基づき策定された水道広域化推進プランの推進にあたっては、地域ごとの実情や水道事業者の個別事情を考慮した経営基盤強化等を図るための制度的・財政的支援の体制を整えること及び事業統合などの広域化を希望する事業者がある場合には、統合に関する課題解決に向けた取組を支援すること。【三浦】

2 水道施設の更新等に係る生活基盤施設耐震化等交付金の基準緩和

(1) 老朽化した水道施設の更新や耐震化を円滑に進めていくため、生活基盤施設耐震化等交付金の制度見直しや、新たな支援制度の創設など、事業者の現状に即した財政支援策を整備するよう国に働きかけること。【横須賀、秦野、小田原、三浦、南足柄】

(2) 水道広域化推進プランに位置付けられた水道施設の再編や非常時のバックアップ体制の強化などを円滑に進められるよう、事業者の現状に即した財政支援策を整備するよう国に働きかけること。【新規】【横須賀、三浦】

3 土砂災害特別警戒区域の対策

(1) 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）について、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等における崖面の擁壁工事等、ハード対策の更なる推進を図ること。【小田原、逗子、平塚、鎌倉】

(2) 土砂災害特別警戒区域等からの移転について、土地利用に厳しい制限のある移転元地の所有者の維持管理の負担を軽減する制度を創設するとともに、現状は移転に要する資金の借入金利子に相当する費用の交付であるものを、移転に要する費用への直接補助へ拡充すること。【新規】
【厚木、鎌倉】

4 公共用地に農地等を提供した場合における優遇策の拡大

相続税納税猶予制度について適用後の制限を緩和し、当該制度の適用を受けている農地を公共用地として提供する場合は、その適用を打ち切ることのないよう国に働きかけること。【伊勢原】

5 広域的な緑地保全の推進

近郊緑地特別保全地区の買入れ事務、歴史的風土特別保存地区の指定拡大や市域を跨ぐ緑地の保全への積極的な関与、並びにこれらの広域的な地域制緑地に対する積極的な維持管理や所有管理に対する補助制度の創設、及び市による樹林管理事業への支援など、法制度の趣旨に基づく県市の適正な役割分担の考え方に沿った県としての対応を図ること。【鎌倉】

6 横断歩道等の路面標示の補修

(1) 県公安委員会が所管する横断歩道等の不鮮明な路面規制表示の補修について、安全確保の観点から必要な財政措置を行い、計画的な補修に努めること。【一部新規】【平塚、相模原、藤沢、

茅ヶ崎】

(2) 道路の安全な維持確保に向け路面規制標示の速やかな補修とエスコートゾーンの設置を進めること。【鎌倉、茅ヶ崎】

7 自転車通行帯の整備

市民の利便性や快適性、交通安全性向上のため、国・県道における自転車通行帯を整備すること。【大和、茅ヶ崎、厚木】

8 交差点における安全対策

交差点で信号を待つ歩行者等が犠牲となる交通事故が発生しないよう、国道、県道の交差点における横断歩道と歩道の接続部などにおいて、歩行者の保護の必要性や緊急性が特に高いと判断される箇所を対象に、耐衝突型の車止めを設置すること。【大和、藤沢】

9 生活交通の確保に向けた支援

(1) 過疎地等に向けて実施されているコミュニティバス運行助成の対象を拡大するなど、都市部における運行に対しても支援を行うよう国に働きかけるとともに、県においても助成制度を創設するなど市町村の取組を支援すること。【大和、茅ヶ崎、秦野、厚木】

(2) 超高齢社会の進展に伴い地域交通へのニーズの高まりを踏まえ、コミュニティ交通の運行や高齢者のタクシー移動、公共交通事業者の人材確保といった、施策及び課題に対して支援すること。【一部新規】【厚木、相模原、茅ヶ崎、秦野】

(3) 地域公共交通の維持確保のほか、AIや自動運転など新たな移動サービスの実現に向け、自治体が行う公共交通維持確保策や交通事業者に対する補助要件の見直し・緩和、新たな補助事業の設置、交通事業者の人員不足解消に向けた支援など、地域公共交通における支援策の拡充を図るよう国に働きかけること。【新規】【南足柄、秦野、厚木】

10 交通安全協会の活動継続への支援

県警察本部が運転免許証更新時に交通安全協会でも販売している収入証紙を廃止し、キャッシュレス決済導入を決定した。このことにより警察署内で免許更新手続きが完結することになり、協会への来所者がほとんどいなくなり、会員の勧誘ができず、交通安全協会の会費収入が9割以上減収となる見込みとなり、協会存続の危機に瀕してしまうため、収入証紙制度廃止後も、引き続き活動ができるよう、必要な支援を行うこと。【新規】【相模原、茅ヶ崎、逗子、秦野、厚木、伊勢原】

11 農地中間管理事業の推進

神奈川県が推進する農地中間管理事業について、農地中間管理機構が継続的に事業実施をできる体制を構築するとともに、事業の推進が困難である場合には、市町村ではなく、県が対応すること。

また、農地中間管理事業の推進にあたり市区町村の参画が必要であれば、市町村の体制整備が

円滑に行われ、かつ市町村に新たな負担とならないよう法律や人員、財政措置等の明確な根拠を提示すること。**新規**【平塚、横須賀、小田原、茅ヶ崎】

12 シルバー人材センターの安定運営への支援

適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入後も、シルバー人材センター会員への配分金をインボイス制度の適用除外とする等、シルバー人材センターの安定的な事業運営に必要な措置を講じるよう国へ働きかけること。【小田原、秦野】

地域要望事項

凡 例

新規…今年度新規のもの

一部新規…従来から一部改変したもの（アンダーラインの箇所が改変箇所）

【まちづくり・産業】

1 都市環境整備の推進

(1) 「かながわ都市マスタープラン」に位置付けられた村岡・深沢地区における都市圏域の自立を支える新たな地域の拠点形成に向け、今後、整備等が概ね 10 年に亘り続く中で、新駅設置や村岡・深沢地区の一体的なまちづくりに向けた関係機関との調整や、事業用地の確保に向けた県貸付金の活用、特定財源の確保など、事業の円滑な履行について、引き続き財政的支援や体制づくりに取り組むこと。【鎌倉、藤沢】

(2) 深沢地区において「ウェルネス」のまちづくりの実現を図るため、土地区画整理事業により生み出される貴重なフィールドを県が進めるヘルスケア・ニューフロンティア政策の課題解決に有効活用することについて、市及び市が従前よりまちづくりに向けて連携を図っている周辺企業群と協働で検討するとともに、深沢地区へのスポーツ施設・先端医療などの企業等の立地を推進するための支援をすること。

また、県が有する知見や広域行政のスケールメリットと、市が有する地域特性に関する情報等を互いに活かすことにより、県市が一体となって実現性の高い企業誘致活動に取り組むための枠組みについて協議すること。【鎌倉】

2 国道等の早期事業化、整備

(1) 国道 134 号について、交通渋滞の解消を図るとともに、緊急輸送道路としての機能強化、歩行空間の確保、都市景観の向上に向けて電線地中化を推進すること。【三浦、鎌倉】

(2) 厚木秦野道路（国道 246 号バイパス）全線の早期事業化、全線の早期整備を国に働きかけるとともに、県においても積極的に支援すること。また、アクセス道路について、早期実現に向け引き続き検討すること。【秦野、厚木、伊勢原】

(3) 第二東海自動車道（新東名高速道路）の早期供用開始及び海老名南 JCT 以東の本線延伸を国に働きかけること。【伊勢原】

(4) 国道 467 号の南部地区の早期完成と未着手区間の早期着手をすること。【大和】

(5) 伊豆湘南道路（神奈川と静岡の県境をまたぐ道路）の早期事業化を国に働きかけること。【小田原】

3 県道等の早期事業化、整備

(1) 三浦半島中央道路の湘南国際村から県道 26 号（横須賀三崎）までの間の都市計画決定区間の早期整備及び逗子区間について早期着工すること。【横須賀、逗子】

(2) 県道 205 号（金沢逗子）の歩道拡幅について、早期に事業化すること。【逗子】

(3) 県道 24 号（横須賀逗子線）の渋滞の原因となっている交差点の改良など、当該道路の

- 拡幅を早期に実施すること。【逗子】
- (4) 三浦縦貫道路Ⅱ期区間及び同道路と一体的機能をもつ都市計画道路「西海岸線」の未整備区間の早期整備、並びに三浦縦貫道路Ⅰ期区間の通行料金の引き下げ及びE T Cの導入を実施すること。【三浦】
- (5) 県道 215 号（上宮田金田三崎港）宮川橋付近から都市計画道路城ヶ島線までの歩道設置を含めた安全対策を早期に実施すること。【三浦】
- (6) 県道 304 号（腰越大船）山崎跨線橋南交差点内の対面構造の是正及び山崎跨線橋への右折レーンの延長並びに歩行者環境の改善を早期に実施すること。【鎌倉】
- (7) 県道 23 号（原宿六ツ浦）の鎌倉市域部分について、隣接する横浜市と同等の道路整備を速やかに行うこと。【鎌倉】
- (8) 広域的な都市間の交流・連携や地域との活力の創造につながる圏央道を構成する横浜湘南道路及び、横浜環状南線の早期の完成と、周辺地域の交通渋滞を緩和するための交通案内などのソフト対策の実施を国等に働きかけること。【新規】【藤沢、茅ヶ崎】
- (9) 都市計画道路「藤沢厚木線」辻堂工区、「横浜藤沢線」川名工区、県道湘南台大神伊勢原の着実な整備推進を図ること。【藤沢】
- (10) 県道 404 号（遠藤茅ヶ崎）の歩道整備について、事業区間となっている高田交差点南側及び甘沼地区の赤羽根交差点以北について引き続き整備を推進すること。また、事業区間となっていない堤地区及び堤坂下交差点以北についても早急に事業化し歩道整備を実施すること。【一部新規】【茅ヶ崎】
- (11) 都市計画道路「新国道線」の県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎）から県道 404 号（遠藤茅ヶ崎）までの区間について、「かながわのみちづくり計画」に基づき整備を行うこと。【茅ヶ崎】
- (12) 県道 43 号（藤沢厚木）の松枝交差点から中町交差点までの間について、早期に道路の拡幅及び歩道の設置を行うこと。また、中町交差点について、右折レーンを設置し、元町交差点までの区間の歩道を拡幅すること。【一部新規】【厚木】
- (13) 県道 42 号（藤沢座間厚木）について、第Ⅱ期整備区間の西側となる第Ⅲ期整備区間へのバイパス延伸をすること。また、関口中央交差点の右折レーンの2車線化をすること。【厚木】
- (14) 県道 601 号（酒井金田）の元町交差点について、信号の時差式機能を追加すること。【厚木】
- (15) 県道 603 号（上粕屋厚木）の水引交差点について、左折レーンを新設すること。【厚木】
- (16) 県道 60 号（厚木清川）の戸室交差点について、右折レーンを新設すること。【厚木】
- (17) 県道 64 号（伊勢原津久井）の厚木市と伊勢原市との行政境から厚木消防署玉川分署付

- 近までの区間について、歩道を拡幅すること。【厚木】
- (18) 県道 65 号（厚木愛川津久井）の現道拡幅を検討するとともに、山際交差点付近について、歩道を拡幅すること。【新規】【厚木】
- (19) 都市計画道路「上今泉岡津古久線」について、都市計画道路「厚木環状 3 号線」から南側の道路整備及び伊勢原市側の都市計画道路の延伸及び整備すること。【新規】【厚木】
- (20) 県道 40 号（横浜厚木）の境橋から中央 7 丁目までの早期事業認可の取得及び事業着手をすること。また、光が丘歩道橋交差点の改良に早期着手すること。【大和】
- (21) 県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎）の事業認可区間の早期完成をすること。また、旧県道から桜ヶ丘 1 号踏切間の交通安全対策の実施と事業認可区域外の早期事業化をすること。【大和】
- (22) 都市計画道路「相模原二ツ塚線」の県道 50 号（座間大和）から都市計画道路「国道 246 号大和厚木バイパス線」までの未着手区間について、早期に事業化すること。【大和、座間】
- (23) 次期「かながわのみちづくり計画」では、都市計画道路「広野大塚線」を事業化検討箇所へ位置付けること。【座間】
- (24) 「かながわのみちづくり計画」に位置付けられた箇所について、県の交流幹線道路網の整備として都市計画道路「座間南林間線」を整備促進すること。【座間】
- (25) 県道 22 号（横浜伊勢原）について、都市計画決定区間の整備促進及び東河内交差点以西の計画を具体化し、早期に整備を推進するとともに、電線類の地中化を図ること。【海老名】
- (26) 県道 407 号（杉久保座間）の幅員が狭い国分地区、杉久保地区、同地区内交差点の危険箇所を早期に拡幅整備すること。【海老名】
- (27) 県道 40 号（横浜厚木）について、海老名駅入口交差点改良事業への早期着手と国分坂下交差点から海老名小学校までの歩道整備による安全対策を早期に実施するとともに、電線類の地中化を図ること。【海老名】
- (28) 都市計画道路「河原口中新田線」及び「下今泉門沢橋線」について、事業着手に向け積極的に取り組むこと。【海老名】
- (29) 都市計画道路「中新田鍛冶返線」について、次期「かながわのみちづくり計画」では、本線の効果等を十分に精査し計画に反映するとともに、早期の整備をすること。【一部新規】【海老名】
- (30) 都市計画道路「寺尾上土棚線」の県道 40 号（横浜厚木）以北区間を県道 42 号（藤沢座間厚木）として早期に整備すること。【綾瀬】
- (31) 県道 40 号（横浜厚木）、県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎）について、4 車線化に向けた整

備を行うこと。【綾瀬】

(32) 都市計画道路「穴部国府津線」、「城山多古線・小田原山北線」、「小田原中井線」の整備推進及び都市計画道路「酒匂永塚線」の早期事業化を図ること。【小田原】

(33) 都市計画道路「和田河原・開成・大井線」について、「かながわのみちづくり計画」の整備推進箇所位置付けられた県道 711 号（小田原松田）から国道 255 号までの区間の整備を推進するとともに、県道 74 号（小田原山北）までの未整備区間も事業化検討箇所位置付け、早期に道路全線を整備すること。【一部新規】【南足柄】

(34) 県道 74 号（小田原山北）と県道 717 号（沼田国府津）の交差点及び相模沼田駅の交差点に右折車線を設置すること。【南足柄】

4 橋梁の整備

「かながわのみちづくり計画」の事業化検討箇所である（仮称）相模新橋（都市計画道路「社家岡田線」相模川橋梁部）について、本線車道の供用に向けて早期に整備すること。【海老名】

5 交通円滑化と利便性向上

(1) 逗葉新道全線を無料化すること。【逗子】

(2) 県道 205 号（金沢逗子）にある金沢新道踏切について、道路利用者の安全確保のため歩行空間の確保等の改良に取り組むこと。【逗子】

(3) バス利用者の利便性向上やバスの走行環境の向上を図るため、県が管理する国道、県道のバス停留所への上屋及びベンチの設置や、バスベイを整備すること。【厚木、茅ヶ崎】

6 ロードプライシングの推進

鎌倉地域の主要な幹線道路（県道など）では、休日を中心に著しい交通渋滞が発生していることから、その解消の一つである（仮称）鎌倉ロードプライシングの実現に向けた連携体制を構築すること。また、ロードプライシングの課金効率を高めるため、ETCの装着率が向上するよう積極的に国に働きかけること。【鎌倉】

7 河川の整備

(1) 平成 27 年 4 月に策定された小出川・千の川河川整備計画に基づき、引き続き小出川整備を進めるとともに、平成 30 年 7 月に策定された相模川・中津川河川整備計画に基づき、早期整備について積極的に取り組むよう国に働きかけること。【茅ヶ崎】

(2) 平成 26 年 6 月の引地川、境川の特定期都市河川への指定のほか、令和 3 年 1 1 月から施

行されている特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律や新たな流域治水対策への取組により、市民や事業者、流域自治体に対する今後さらなる雨水の流出抑制対策などの負担が求められる状況を踏まえ、治水対策の根幹をなす河川改修を着実に進めるとともに、整備が完了するまでの間においても安全対策に万全を期すこと。【相模原、大和、綾瀬】

(3) 浸水対策上重要な河川である永池川の未整備箇所について、河川改修等の一層の促進をすること。【海老名】

(4) 目久尻川について集中豪雨に対応した、新たな河川改修をすること。【海老名】

(5) さがみグリーンラインの整備により、相模川における水辺を基軸として、各スポーツ施設のネットワーク化を図り、新たなスポーツイベント等の創出につなげるため、さがみグリーンライン整備を計画的に早期完了すること。【海老名】

(6) 相模川三川合流点地区において、良好な自然環境を生かすための治水対策として必要となる低水護岸について整備すること。【厚木】

(7) 市内の二級河川については、通水断面を阻害する堆積土砂や繁茂した草木の除去を進めるなど、適切な維持管理を図り、山王川、森戸川の河川改修事業を加速させること。

【小田原】

(8) 狩川・内川の県が管理する河川において、河川内に土砂が堆積している箇所があり、近年多発している集中豪雨等によって発生が想定される河川の氾濫による浸水被害に対応するためにも、継続的に河床をしゅんせつすること。【南足柄】

8 海岸等の保全

(1) 県管理地である柳島海岸、菱沼海岸等の海岸侵食対策を漁港への飛砂侵入抑止効果を含め茅ヶ崎海岸の堆積砂を活用し推進を図ること。また、老朽化や砂に埋もれて機能をはたしていない竹箒柵等を順次改修することで飛砂を抑制し、サイクリングロードの利便性向上と投入した養浜材の滞留性を高めることで、より効果的な砂浜維持を行うこと。特に、近年緊急度が高い菱沼海岸での養浜事業拡大も含めて見直された計画に基づく養浜の実施、漁業に支障の出ない部材において緊急的かつ計画的な対策を実施すること。

また、市民の関心も高く問い合わせ等も非常に多いことから、市民や市への詳細な情報提供をすること。【茅ヶ崎】

(2) 小田原海岸の国府津、前川地区の海岸護岸の嵩上げの整備推進に要する十分な予算の確保を図ること。また、前川地区の進捗状況を踏まえ、小八幡地区の越波対策を滞りなく進めること。東町の漁港海岸については、越波対策の早期検討及び事業化を推進すること。【小田原】

- (3) 現在、県で実施している七里ガ浜以外に周辺の極楽寺等での実施や、坂ノ下、材木座、飯島地区では、台風などによる砂の流出等により、荒天時の波による漁具倉庫や漁船への損壊被害などが発生しているため、養浜対策の実施と財源確保による抜本的な取組を実施すること。また、腰越地区では砂の堆積が課題となっているため、養浜が必要な地区への砂の活用等、総合的な検討をすること。【新規】【鎌倉】

9 漁港等の整備

- (1) 国民への安全・安心な水産物の提供を目指し、水揚から加工・流通まで一貫した高度衛生管理に関する取組を推進するため、利用範囲が全国的な特定第三種漁港である三崎漁港における高度衛生管理に対応した賃貸式加工団地の整備に対する財政支援策の拡充等について、国へ働きかけるとともに県の上乗せ補助をすること。【一部新規】【三浦】
- (2) 「海業モデル創出事業」について、地元漁業者がこれを活用し海業を創出し軌道に乗るには複数年要することから、継続的な支援となる予算制度とすること。【新規】【三浦】
- (3) 海業を推進するため、漁港の柔軟な活用を促進するための占用許可等の柔軟な運用、放置漁具等の撤去等に必要な財政支援策を拡充することを国へ働きかけるとともに県の上乗せ補助をすること。【新規】【三浦】
- (4) 小田原漁港の気候変動に対応した機能強化及び老朽化対策等に向けた予算を確保し、円滑な事業の推進を図るとともに、その際、クルーズ船の定期就航の検討も踏まえながら進めること。また、公設水産地方卸売市場の再整備の検討に係る協議調整等について、必要な指導、助言、支援を行うこと。【一部新規】【小田原】
- (5) 漁業の安定的な継続を図るため、鎌倉地域における漁業支援施設整備の一日も早い実現に向けて、海岸保全区域外に存する海岸保全施設(突堤)の取り扱いに係る諸課題の整理及び解消に取り組むこと。【新規】【鎌倉】

10 鉄道施設の整備促進

国指定史跡若宮大路及び円覚寺境内の歴史的景観の復元と踏切による交通渋滞の解消に向け、JR 横須賀線の鉄道敷地の将来的な地下化について、国、神奈川県、鉄道事業者及び関係機関等と協議・検討を行う体制を構築すること。【鎌倉】

11 三浦半島地域の活性化

三浦半島地域の活性化について、県の取り組みを継続すること。【逗子】